

○シルバー人材センター支援事業 《高齢介護課》

事業の現状・課題	<p>◇ 高齢化が進む現在において、町の高齢者の就労促進を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置されている寒川町シルバー人材センターに対し支援を行うことは妥当であると考え。しかしながら、その支援としての補助金については、次の点から額の妥当性に問題があると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> * シルバー人材センターの職員(常勤)4名の人件費補助として、約2,100万円の補助金を町から支出しているが、この4名という体制は、県内他市町のシルバー人材センターと比較した場合、職員数が多く、町からの補助金も多い。(例えば三浦市のシルバー人材センターの場合、常勤職員2名で、国庫補助金は870万円と寒川町より多いが、市補助金は1,100万円と、寒川町の約半分である。) * シルバー人材センター職員の給与は町職員の給与と同等であり、一般の民間企業と比べた場合、かなり高額であると言える。赤字経営であるにもかかわらず、設立当初からの経緯だとして明確な理由もなく、公務員試験を経ていない職員の給与を町職員と同水準にしている。 * 本事業は、平成21年度外部評価の対象事業となっており、その際に町の方針を「シルバー人材センターの自立を進めるため、民間からの受注拡大を図り、運営に必要な経費や職員人件費を賄えるよう見直しを進める。」としているにもかかわらず、現在まで大きな改善が行われることなく、ほぼ同額の補助金が支出されている。 	
	事業の方向性	要改善 (委員別内訳 要改善:3、抜本的見直し:2)
評価結果	<p>◇ シルバー人材センターの自立に向け、自主財源確保のため、民間からの受注増と職域拡大を強力に推し進められたい。</p> <p>◇ 赤字経営であっても町職員と同等の給与が保証されている現状では、経営や営業に関して職員に改善を促す動機付けに乏しい。</p> <p>◇ 県内他市町のシルバー人材センターと寒川町を比較すると、寒川町は総事業規模に対し職員数が多く、町の補助金額も相当大きい。職員数が少ないにもかかわらず受注金額が高く、市町補助金額が少ないなど優れた他市町シルバー人材センターの取り組みの検討(ベンチマーキング※)を行うなど、抜本的見直しが必要である。</p> <p>◇ 配分金額に対する事務費の割合を、現状の8%から、職種により割合の幅を持たせるなどの工夫を検討し、運用されたい。</p>	
	予算額	減額 (委員別内訳 減額:4、現行:1)
<p>◇ 組織に見合った職員構成及び給与にする、企業努力により大幅に受注を増やす(町事業の委託を含む)、などの取り組みをシルバー人材センターに指示し、町補助金は大幅に減額。</p>		

※「ベンチマーキング」とは、同じプロセスに関する優良・最高の事例(ベストプラクティス)を分析し、業務効率向上へとつなげる経営手法。

《シルバー人材センター支援事業に係るヒアリング・協議の内容》

(委員長) 職員 4 人の年齢と年収を出していただいたが、かなり高めの気がする。町職員と比べるとどうなのか。

(主管課長) 同じです。

(委員長) この方達は、町からの出向ではない。何故町と同じにする必要があるのか。同じになった経緯があると思うのだが。

(主管課長) その当時、設立するとき町と同じ金額にした。

(委員長) それだと答えになっていない。民間で儲かっているならたくさんお金を払うことはいいと思うが、シルバー人材センターはお金がなく困っていて、町から人件費補助を受けているのになぜ町と同じなのか。

(主管課長)

(委員長) 答えられないということか。それと 4 人体制になったのはいつからか。4 人でないとまわらないのか。

(主管課長) 今はわからない。

〔後日提出〕149 ページのとおり

(委員長) 資料 4 で、国の補助金は基本的に会員数等により定額補助と書いてあるが、710 万円の会員数の幅を教えてください。

(主幹) 国の補助金というのは、町の方から経由するのではなく、シルバー人材センターが、県のシルバー人材センター連合会からまた全国連合に申請し、国から全国シルバー人材センター連合会に補助金が入るで、国の補助金について詳細は把握していない。

(委員長) 710 万円というのは、ここ数年同額か。

(主幹) 平成 22 年度に国の事業仕分けで少し下がった。

(委員長) 資料 4 で、会員数等の定額補助ですから、補助金と同じであれば、他市町のシルバー会員数は同じくらいだと思う。寒川町は多すぎではないか。21,783 千円町から補助金を出しているが、例えば、綾瀬市は国から同じく 710 万円補助を受けているのに、市からの補助は 950 万円となっている。また、愛川町は 700 万円国庫に対して、町からの補助が 700 万円。何故寒川町は愛川町の 3 倍も出しているのか。もっと会員数の多い小田原市シルバー人材センターでも 1,000 万円しか市から補助していないのに、なぜ寒川町は 2,100 万円なのか。逆に言うと、ベストプラクティスという考え方があり、会員数はほとんど同じなのに、市町村からの補助金が少なく済んでいるところは、どういう運営をしているのかを視察とか、分析をされたことはあるのか。

(主管課長) それについては、シルバー人材センターで行っている。その地元にあった事業があるので、寒川町でいうと半分が公共事業、その他、庭掃除・枝きりであったり、民間企業から受けたりしているのだが、その場所によって、民間事業所から出る事業が多かったり、役所からの事業が多かったりしている。

(委員長) 分析は細かくしているのか。

(主管課長) している。

(委員長) 例えば、愛川町のシルバー人材センターは国からの補助が 700 万円で町からの補助が 700 万円だが、それは単純に受注事業が多いからか。それとも人件費が少ないからか。

(主管課長) それはある。

(委員長) その辺をきちんと分析するべきだと思う。単純に受注数が多いと言われても、愛川町がそんなに民間受注が多いのかと疑問に思う。受注数の違いによるのであれば、企業努力はしないのかという話にもなってしまう。どうして寒川町が 2,100 万円出しているのか理由を知りたい。

(副委員長) 正規の職員を 4 名も雇っていれば、人件費がかかるのは当たり前。他の市町村

は非常勤で運用して全体の運営をまかなっている。課長であるならば、正規の職員をかかえているため、人件費があがりそれだけの補助金がかかっていると説明をしていただきたい。

(委員) 小田原は、特殊の地域なのか。約 10%しか市から仕事を出していない。後は全部、自助努力となっている。

(主管課長) 寒川町が特殊で、小田原市のように民間企業が 2 億何千万も出す契約をしていただければ、町の補助金も少なくて済むと思われる。

(委員) 企業努力をしないのであれば、正規職員でなくてもいいのではないか。

(委員) 公共事業が約半分ですが、この公共事業は入札しているのか。それとも随意契約なのか。

(主管課長) 入札をしても、民間企業では相手にならない。賃金の 8%しか事務経費を入れていないので、民間企業では無理だと思われる。

(委員) シルバー人材センターで支払っている委託費は、何を委託しているのか。

(主管課長) 詳細を把握していないので、後日提出します。

〔後日提出〕149 ページのとおり

(委員長) 高齢介護課は、シルバー人材センターの所管課でシルバー人材センターを指導監督する立場だと思うが、資料 4 のような神奈川県内のデータが出てきたときにもっと精査したりしないのか。

(主管課長)

(副委員長) ふれあいセンターの使用料が無料になっているが、これを裏返せば、町の補助金と同じ。こういうことから手厚くシルバー人材センターに町としてバックアップしているという所がみえてくる。ふれあいセンターそのものをシルバー人材センターにお願いしているのか。

(主管課長) 事務所は指定管理を受けてもらっていて、その他の部分については無償でお願いしている。

(委員) 冒頭のお話で、非常に経常費が厳しいから来年度は補助金の額の増額も検討しているとのことだが、絶対に増額しないでいただきたい。他市が少ない人数で企業努力をしてやっていて、補助金が少なくて済んでいて、なおかつ規模も大きいのに、どうして寒川はそうじゃないのに常勤職員数は多くて正規なのか。またなんで町の職員と同じ給料なのか。

(主管課長)

(委員長) 常勤の理事は何人いるのか。

(主管課長) 1 人である。

(委員長) その方は、22 万円の範囲内という話だが、いくらぐらい貰っているのか。

(主管課長) 月額 21 万円ぐらいとなっている。

(委員) 町には監査権限があるのか。

(主管課長) ある。

(委員) 監査人は課長が行っているのか。

(主管課長) 町の監査を受けている。

(委員長) そのとき意見等はないのか。

(主管課長) 事務監査なので意見等はない。

(委員長) 現在、事務費は 8%だが、これを 9%にしたらどうか。あるいは、会員に謝って 12%にすれば良いのではないか。自分たちで身を削れないのであればそうするしかないと思う。

(主管課長) 受取事務費を 12%にすると、今度は民間からの事業が少なくなってしまう。

(委員) 民間と植木屋さんの競争になるということか。

(主管課長) その棲み分けが難しく、あまり多く庭木をいじってしまうと、今度植木屋から圧力がかかってくる。

(副委員長) 公益社団法人ですよね。目的は公益性を持った法人ですから儲けなくていい。儲けなくていいってことは、収支が同じでいい。収支が同じと言うことは町から税金を注ぎ込んでいるから同じで出来る。そういう状況の中で、主管課の担当課長が赴いて、自立を考えるよう促すことが必要だと思う。

概要説明書

事務事業・事務経費名	シルバー人材センター支援事業	体系コード	3222-01
主管課等名	高齢介護課 高齢福祉担当	事業開始年度	平成7年度

○事務事業・事務経費の概要

目的	町内に居住している、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人たちのために、寒川町シルバー人材センターの機能を充実させ、高齢者の就労を促進させる。		
概要	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図る。		
目標	シルバー人材センター登録会員数(人)	平成24年度の指標	366
		平成24年度の実績	355
効果	受注件数(件)	平成24年度の指標	1167
		平成24年度の実績	1336

○平成24年度実施内容

(単位:千円)

実施方法	○委託業務の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	(委託業務名と委託先 _____)			
	○補助金の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	(補助金名と補助先 町シルバー人材センター補助金 寒川町シルバー人材センター)			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成24年度 決算見込額	平成25年度 予算額
	寒川町シルバー人材センター補助金支給事務	町シルバー人材センターの機能充実・支援を進めるために補助金を支給する。 ・補助金申請書の受理 ・補助金申請書の審査・支給事務 ・実績報告書の受理・審査 ・その他連絡調整等 補助金の内容 ・人件費に充当 シルバー人材センターの財源は、自主財源として契約金額から原材料費を差し引いた後の8%が事務費として、収益の主なものとなっています。事務費の8%(平成24年度実績8,383千円)では、職員4人分の人件費を賄えないため、国や町からの補助金等で運営されています。	21,348	20,694
	県シルバー人材センター協議会負担金支払事務	県シルバー人材センター連合会特別会員会費の支払	60	60
	全国シルバー人材センター事業協会負担金支払い事務	全国シルバー人材センター事業協会賛助会員 会費の支払(平成24年度末 会脱退)	30	0
	事業費・経費 計		(a) 21,438	20,754
平成24年度人件費相当額			(b) 460	平均給与額 @6,566千円 × 0.07 人
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 21,898	/

概要説明書

○平成24年度の実施状況に対する内部評価

評価の視点		評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事務事業か 事務事業のニーズは 事務事業の公共性は 社会環境変化 	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない <input type="checkbox"/> 妥当ではない	高齢者はますます増加し、就業・社会参加の意欲を持った高齢者も増加することが考えられるため、シルバー人材センターは今後重要な事業となるため、その運営に関する支援は必要である。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事務事業か 町が実施しない場合の影響は 町民との協働は進めているのか 	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性は低い <input type="checkbox"/> 町が行うべきではない	高齢化社会の対策として、高齢者の就業促進していくための重要な事業であるため、シルバーの自立に向けた援助は必要である。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度はどうか	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成度 活動内容は適切か 	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とは言えない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない	会員数の目標に達することはできなかったが、受注件数は、大幅に上回った。
効率性	事業費・経費に無駄はないか	<ul style="list-style-type: none"> 効率的に行われているか コストの削減 実施手法 受益者負担 	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切ではあるが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	自主財源を増やすための営業努力や、コストの節減等適切に行われている。
必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)		シルバー人材センター支援事業は、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者に就業機会の確保することを目的として実施している事業である。また、高齢者の健康増進や就業・社会参加等の意欲を持った高齢者に対する重要な事業であるが、事業運営にかかる主な収入は契約金額(原材料費を差し引いた額)の8%が事務費としての収益及び国と町の補助金等となっている。町の補助金がなくなると国からの補助も受けられなくなるため、今後も事業を継続するためには町の補助は必要である。		
平成25年度に向けた課題		町 補助金の見直し シルバー 将来の自立に向け、自主財源確保のための取組が必要。(民間への受注増・職域拡大)		
平成25年度(現時点)の状況と今後の方針		町 平成23年度予算比の97%の補助 シルバー 将来の自立に向け、自主財源確保のため、民間への受注増・職域拡大に向け、町内全戸へのポスティングや企業訪問等を実施		

○その他

町における類似事業	高齢者の就業機会の確保・提供 類似事業無し 高齢者の社会参加・生きがいづくり 老人クラブ育成事業・敬老会事業
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	県内32市町実施事業 内シルバー人材センター 23市町 生きがい事業団 9市町村 内市町村からの補助金あり 31市町村 補助金無し 1町 他市町の状況 別紙のとおり ※抜粋(小田原市・三浦市・綾瀬市・寒川町・愛川町)を掲載
特記事項 (事業の沿革等)	昭和62年4月1日 寒川町生きがい事業団を寒川町福祉事業センター(現在の福祉活動センター)に設立(会員79名) 平成7年4月1日 社団法人寒川町シルバー人材センターに移行(会員183名) 平成15年4月1日 寒川町ふれあいセンターに移転(会員258名) 平成24年4月1日 公益社団法人寒川町シルバー人材センターに移行

平成 24 年 度

神奈川県内
シルバー人材センター・生きがい事業団
便 覧

— 平成23年度実績 —

公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会

目 次

公益財団法人横浜市シルバー人材センター	1
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	2
公益社団法人横須賀市シルバー人材センター	3
公益財団法人平塚市生きがい事業団	4
公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター	5
財団法人藤沢市 まちづくり協会	6
公益社団法人小田原市シルバー人材センター	7
公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	8
公益社団法人相模原市シルバー人材センター	9
公益社団法人三浦市シルバー人材センター	10
公益社団法人秦野市シルバー人材センター	11
公益社団法人厚木市シルバー人材センター	12
公益社団法人大和市シルバー人材センター	13
公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター	14
公益社団法人海老名市シルバー人材センター	15
公益社団法人座間市シルバー人材センター	16
公益社団法人南足柄市シルバー人材センター	17
公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター	18
公益社団法人寒川町シルバー人材センター	19
公益社団法人開成町シルバー人材センター	20
公益社団法人愛川町シルバー人材センター	21
葉山町生きがい事業団	22
一般社団法人大磯町シルバー人材センター	23
一般社団法人二宮町シルバー人材センター	24
中井町生きがい事業団	25
大井町生きがい事業団	26
松田町生きがい事業団	27
山北町生きがい事業団	28
一般社団法人箱根町シルバー人材センター	29
真鶴町生きがい事業団	30
湯河原町生きがい事業団	31
清川村生きがい事業団	32
公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会	33

名称	公益社団法人 小田原市シルバー人材センター			会費	個人 賛助	年間 年間	3,000 円 10,000 円		
				中長期計画		○ 有 (平成 19 年作成) 無			
所在地	〒256-0816 小田原市酒匂2-32-15 小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ内			会員の 状況等 (平成 23 年度)	項目	会員の状況	市町村人口状況		
	電話番号	0465-49-2333			男性	707 人 70.8%	96,345 人	28,162 人	
FAX番号	0465-49-2336				女性	292 人 29.2%	100,944 人	34,720 人	
メールアドレス	odawara@sic.ne.jp				合計	999 人 100%	197,289 人	62,882 人	
ホームページ	http://www.sic.ne.jp/odawara/				職群班	種 班	なし		
設立年月日	生きがい事業団(昭和55年12月1日) 法人 (平成2年10月1日)								
派遣事業所届出受理日	平成23年7月5日								
市町村関係主管課	小田原市 福祉健康部 高齢福祉課								
役員 構成	理事	15 名			監事	2 名		計	17 名
	氏名	理事長	安川 具子						
		副理事長	田中 章						
常務理事	伊澤 秀一								
職員 構成	事務局長氏名	伊澤 秀一 (常務理事兼務)			地域班	○ 有 無		12 班	
	常 勤	事務所	5 名			会員 参加 各種 委員会 会議	安全管理委員会		
	非常勤	事務所	2 名				広報委員会		
	合 計	8名(事務局長含む)		就業開拓委員会					
収入の状況 (平成 23 年度) (円)				粗入会率 (会員数÷60歳以上人口)		1.59%			
①	受託事業収入	369,443,874		高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口)		31.87%			
②	独自事業収入	2,203,472		シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)					
③	労働者派遣事業等受託収入	0		団体傷害保険 契約保険会社 日本興亜損害保険					
④	指定管理受託収入	0		保険料 2,166,000 円 契約会員数 600 人					
⑤	会費収入	2,760,000		賠償責任保険 契約保険会社 日本興亜損害保険					
⑥	基本財産運用収入	0		保険料 749,460 円					
⑦	受取利息	3,942		互助会組織		有 ○ 無			
⑧	補助金収入	国庫	8,700,000		(名称:)	加 入	強 制	任 意	
⑨		市町村	10,005,000			会 費	年 間	円	
⑩	借入金	15,000,000		企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)					
⑪	雑収入(その他)	80,247		有	事業 名称				
⑫				○ 無					
⑬									
合 計		408,196,535							
事務費の割合		契約金額	に対し7%						
		○ 配分金額							
活動状況 (平成 23 年度)									
項 目	公 共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計				
受注件数	76	627	2,422	1	3,126				
契約金額	34,449,779	256,997,143	77,996,952	2,203,472	371,647,346				
配分金総額	30,111,514	237,347,643	62,437,210	1,508,900	331,405,267				
就業延人員	8,819	61,064	14,097	309	84,289				
具体的職種	施設管理 清掃	清掃 カート整理	植木剪定 除草 家事援助 大工 塗装 表具	シルバーパソコン教室					

名称	公益社団法人 三浦市シルバー人材センター			会費	個人	年間	2,000 円	
				中長期計画	賛助	年間	2,000 円	
				有 (平成 年作成) ○ 無				
所在地	〒238-0242 三浦市東岡町1-23			項目	会員の状況		市町村人口状況	
					全体	60歳以上		
電話番号	046-882-3473			男性	151 人 74.8%	22,905 人	8,586 人	
FAX番号	046-882-3479			女性	51 人 25.2%	24,662 人	10,413 人	
メールアドレス	miura@sic.ne.jp			合計	202 人 100%	47,567 人	18,999 人	
ホームページ	http://www.k-sic.com/miura/			職群班	5 種 51 班	施設管理班	17 班	
設立年月日	生きがい事業団(昭和59年10月1日) 法人 (昭和63年4月1日)					屋内清掃班	17 班	
派遣事業所届出受理日	-					車両運行班	1 班	
市町村関係主管課	三浦市 保健福祉部 高齢介護課					調査班	1 班	
						屋外作業班他	15 班	
役員構成	理事 11 名 監事 2 名 計 13 名			地域班	有 ○ 無 班			
	氏名	理事長	上野 正紀		会員 参加 各種 委員会 会議	安全管理委員会		
	副理事長	田中 正義	企画広報部会					
	常務理事		業務部会					
	事務局長氏名	小暮 とよ子						
	常勤	全般	1 名					
	非常勤	業務	2 名					
	合計	4名(事務局長含む)						
収入の状況 (平成 23 年度) (円)				粗入会率 (会員数÷60歳以上人口) 1.06%				
① 受託事業収入	107,058,246			高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口) 39.94%				
② 独自事業収入(受託事業収入に含む)	10,690			シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)				
③ 労働者派遣事業等受託収入	0			団体傷害保険 契約保険会社 エース損害保険				
④ 指定管理受託収入	0			保険料 443,380 円 契約会員数 219 人				
⑤ 会費収入	432,000			賠償責任保険 契約保険会社 エース損害保険				
⑥ 基本財産運用収入				保険料 186,170 円				
⑦ 受取利息	3,327			互助会組織 有 ○ 無				
⑧ 補助金収入	国庫	8,700,000		(名称:)	加入	強制 任意		
⑨ 補助金収入	市町村	11,545,000			会費	年間 円		
⑩ 借入金	0			企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)				
⑪ 雑収入(その他)	0			○ 有	事業 名称	「住み心地の良い公園」環境整備事業		
⑫				無				
⑬								
合計	127,749,263							
事務費の割合								
	契約金額 に対し8%							
	○ 配分金額							
活動状況 (平成 23 年度)								
項目	公共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計			
受注件数	61	341	391	13	806			
契約金額	63,902,109	33,582,975	9,573,162	10,690	107,068,936			
配分金総額	50,263,560	30,279,870	6,654,040	9,760	87,207,230			
就業延人員	9,460	7,291	1,493	24	18,268			
具体的職種	施設管理 施設内清掃 公衆便所清掃 公園除草・清掃 マイクロバス運行 水質検査	施設管理 屋外清掃 施設内清掃 駐車・駐輪場管理 船荷積込作業 事務補助	除草 剪定 大工 塗装 筆耕	刃物研ぎ				

名称	公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター			会費	個人	年間	2,000 円				
					賛助	年間	5,000 円				
所在地				中長期計画		○ 有 (平成 20 年作成) 無					
〒252-1116 神奈川県綾瀬市落合北7-1-20				会員の状況等 (平成 23 年度)	項目	会員の状況		市町村人口状況			
電話番号 0467-70-3088					男性	442 人 71.4%	42,474 人	11,946 人	全体	60歳以上	
FAX番号 0467-70-3201					女性	177 人 28.6%	40,892 人	13,257 人			
メールアドレス ayase@sic.ne.jp					合計	619 人 100%	83,366 人	25,203 人			
ホームページ www.sic.ne.jp/ayase/					職群班	5 種 26 班	植木班		4 班		
設立年月日 平成7年6月2日							除草班		4 班		
派遣事業所届出受理日 -							家事援助班		1 班		
市町村関係主管課 綾瀬市 福祉部 高齢介護課							襖班		1 班		
役員構成 理事 13 名 監事 2 名 計 15 名							ポスティング班		16 班		
役員構成	氏名	理事長	望月 宏治		地域班		有 ○ 無		班		
		副理事長	行富 増夫	会員参加各種委員会会議							
職員構成	事務局長氏名	加藤 行数(常務理事兼務)(週3日勤務)			安全委員会						
		常勤	事務局次長	1 名	広報委員会						
			業務係	2 名	独自事業等開発運営委員会						
			嘱託職員	1 名	理事・監事選考委員会						
		非常勤	業務係	1 名	表彰選考委員会						
庶務係	1 名										
合計 7名(事務局長含む)				粗入会率 (会員数÷60歳以上人口)		2.46%					
収入の状況 (平成 23 年度) (円)				高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口)		30.23%					
①	受託事業収入	225,379,930		シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)							
②	独自事業収入	0		団 thể傷害保険・賠償責任保険		日新火災海上保険					
③	労働者派遣事業等受託収入	0		契約保険会社		契約会員数 620 人					
④	指定管理受託収入	0		互助会組織		有 ○ 無					
⑤	会費収入	1,251,000		(名称:)		加入	強制	任意			
⑥	基本財産運用収入	0		会費		年間	円				
⑦	受取利息	8,265		企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)							
⑧	補助金収入	国庫	7,100,000	有	事業						
⑨	補助金収入	市町村	9,500,000	○ 無	名称						
⑩	借入金	0									
⑪	雑収入(その他)	129,594									
⑫											
⑬											
合計 243,368,789											
事務費の割合				契約金額		○ 配分金額		に対し9%			
活動状況 (平成 23 年度)											
項目	公共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計						
受注件数	153	310	1,994	0	2,457						
契約金額	45,568,309	142,997,612	36,820,593	0	225,386,514						
配分金総額	29,500,232	125,463,417	28,185,080	0	183,148,729						
就業延人員	11,158	31,263	9,814	0	52,235						
具体的職種	公園緑地管理 墓地除草清掃	企業屋内清掃 資源物分別	庭木剪定 障子・襖張り 大工・塗装作業 家事手伝い 介護補助								

名称	公益社団法人 寒川町シルバー人材センター			会費	個人	年間	2,000 円 (入会時期により異なる)	
					賛助	年間	3,000 円	
中長期計画				○ 有		(平成 23 年作成)		
所在地				項目	会員の状況		市町村人口状況	
〒253-0102 高座郡寒川町小動982番地2 寒川町ふれあいセンター内							全 体	60歳以上
電話番号	0467-74-7622			男性	268 人 78.6%	24,159 人	6,770 人	
FAX番号	0467-73-0033			女性	73 人 21.4%	23,259 人	7,358 人	
メールアドレス	samukawa@sjc.ne.jp			合計	341 人 100%	47,418 人	14,128 人	
ホームページ	http://www.k-sjc.com/samukawa/			職群班	11 種 16 班	植木班	1 班	
設立年月日	生きがい事業団(昭和62年 4月 1日) 法 人 (平成 7年 4月 1日)					草刈班	1 班	
派遣事業所届出受理日	平成20年10月14日					管理班	3 班	
市町村関係主管課	寒川町 健康福祉部 高齢介護課					駐輪場整理班	3 班	
役員構成	理事 15 名 監事 2 名 計 17 名					他	8 班	
氏名	理事長	大川壽一		地域班	有 ○ 無		班	
	副理事長	伊藤正三			会員 参加 各種 委員会 会議	正副班長会		
常務理事	菊川雅男		安全就業推進委員会					
事務局長氏名	山仲了		交流会実行委員会					
常 勤	事務局	4 名		広報委員会				
非常勤								
合 計			5名(事務局長含む)					
収入の状況 (平成 23 年度) (円)				粗入会率 (会員数÷60歳以上人口)		2.41%		
① 受託事業収入	117,336,206			高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口)		29.79%		
② 独自事業収入	0			シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)				
③ 労働者派遣事業等受託収入	15,868			団体傷害保険 契約保険会社 日新火災海上保険				
④ 指定管理受託収入	10,084,507			保険料 961,450 円 契約会員数 360 人				
⑤ 会費収入	687,500			賠償責任保険 契約保険会社 日新火災海上保険				
⑥ 基本財産運用収入	0			保険料 121,720 円				
⑦ 受取利息	3,341			互助会組織		有 ○ 無		
⑧ 補助金収入 国庫	7,100,000			(名称:)	加 入	強 制		任 意
⑨ 補助金収入 市町村	21,783,000				会 費	年 間		円
⑩ 借入金	0			企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)				
⑪ 雑収入(その他)	665,837			有	事業 名称			
⑫				○ 無				
⑬								
合 計	157,676,259							
事務費の割合								
契約金額 に対し8%								
○ 配分金額								
活動状況 (平成 23 年度)								
項 目	公 共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計			
受注件数	26	212	1,029	0	1,267			
契約金額	71,971,298	28,891,477	26,557,938	0	127,420,713			
配分金総額	56,292,520	23,891,372	19,054,630	0	99,238,522			
就業延人員	21,925	9,511	4,733	0	36,169			
具体的職種	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 ポスティング 施設管理	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 屋内清掃 内職作業	除草清掃 草刈清掃 低木剪定 表具・表装					

名称	公益社団法人 愛川町シルバー人材センター			会費	個人	年間	1,500 円	
					賛助	年間	3,000 円	
中長期計画				○ 有 (平成 21 年作成) 無				
所在地	〒243-0392			項目	会員の状況		市町村人口状況	
	愛川町角田251番地1 愛川町役場庁舎分館内						全 体	60歳以上
電話番号	046-284-5023			男性	181 人 71.8%	22,251 人	6,340 人	
FAX番号	046-284-5024			女性	71 人 28.2%	20,529 人	6,641 人	
メールアドレス	aikawa@sjc.ne.jp			合計	252 人 100%	42,780 人	12,981 人	
ホームページ	http://sites.google.com/site/aikawasilver			職群班	4 種 7 班	植木班	2 班	
設立年月日	生きがい事業団(昭和62年 7月 1日) 法 人 (平成19年 4月 1日)					除草班	1 班	
派遣事業所届出受理日	平成24年2月6日					河川清掃	3 班	
市町村関係主管課	愛川町 民生部 健康長寿課					公園管理	1 班	
役員構成	理事 12 名 監事 2 名 計 14 名			地域班	有 ○ 無 班			
	氏名	理事長	佐藤 政利	会員 参加 各種 委員会 会議	安全就業委員会 会報編集委員会			
職員構成	事務局長氏名	諏訪部 俊明(常務理事兼務)						
	常 勤	総務・経理担当	1 名					
		就業・業務担当	1 名					
	非常勤	就業・業務担当	1 名					
業務・庶務補助		1 名						
		合 計	5名(事務局長含む)					
収入の状況 (平成 23 年度) (円)				粗入会率 (会員数÷60歳以上人口) 1.94%				
① 受託事業収入	143,726,245			高齢化率 (60歳以上人口÷母体市区町村人口) 30.34%				
② 独自事業収入				シルバー保険加入状況 (平成 23 年度)				
③ 労働者派遣事業等受託収入				団体傷害保険 契約保険会社 エース損害保険株式会社				
④ 指定管理受託収入				保険料 536,040 円 契約会員数 247 人				
⑤ 会費収入	381,000			賠償責任保険 契約保険会社 エース損害保険株式会社				
⑥ 基本財産運用収入				保険料 246,090 円				
⑦ 受取利息				互助会組織 有 ○ 無				
⑧ 補助金収入	国庫	7,000,000		(名称:) 加 入 強 制 任 意				
⑨	市町村	7,000,000		会 費 年間 円				
⑩ 借入金				企画提案事業の実施状況 (平成 23 年度)				
⑪ 雑収入(その他)	22,252			有 事業 名称				
⑫				○ 無				
⑬								
合 計	158,129,497							
事務費の割合	契約金額 ○ 配分金額 に対し6%							
活動状況 (平成 23 年度)								
項 目	公 共	民間企業	家庭・個人	独自事業	計			
受注件数	74	160	664	0	898			
契約金額	32,741,543	95,015,305	15,969,397	0	143,726,245			
配分金総額	26,130,685	88,513,136	11,764,867	0	126,408,688			
就業延人員	4,749	18,756	2,937	0	26,442			
具体的職種	植木剪定、草刈り 観光案内、広報配布 屋内外軽作業	幼稚園バス運転 植木剪定、草刈り 屋内外軽作業	大工、植木剪定 草刈、屋内軽作業 筆耕宛名書き					

シルバー人材センター支援事業 《高齢介護課》

委員氏名	確認したい内容(希望する資料)	回 答
石田 委員長	法人の直近の財務諸表をください	資料①(平成24年度財務諸表)
	職員4人の年齢と年収	事務局長 58歳 8,157,993円 主任 39歳 5,399,462円 主任 37歳 6,068,716円 職員 33歳 4,532,926円 (平成24年1月～12月)
	理事名簿(他の組織の役職)と理事の報酬金額	資料②(役員名簿) 資料③(役員の報酬及び費用に関する規定)
	比較参考値:「他市町の状況 別紙のとおり」とあるが別紙は?	追加送付した資料をご参照ください。〈事務局〉
	比較参考値:県内の全市町村数は? 補助金無しは何処?	県内32拠点。 市町村補助金未交付団体は大磯町のみ。
	他市町の補助金額	資料④(神奈川県内各拠点補助金交付額一覧)
	人材の稼働率、実際労働人数	平成24年月次平均就業率 80.52% 平成24年度就業延人員 37,398人日 資料⑤(会員の就業実績状況:(3)会員の就業状況)
	会員一人当たりの年間平均収入額	364,672円(年間支払金額÷月次就業人員) 資料⑤(会員の就業実績状況:(1)事業実績)
	時給はいくら?	860円～1050円
	法人収入のうち、町発注分の金額と割合	平成24年度 公共事業契約金額 62,830,433円(49.2%) 民間事業契約金額 64,809,663円(50.8%) 資料⑤(会員の就業実績状況:(1)事業実績)
	国・県から補助金を得ている場合は、その金額と補助率。	平成24年度国庫補助金額 7,100,000円 (会員数等による定額補助) 資料①(正味財産増減計算書:(1)経常収益)
宮内 副委員長	国庫と町の補助金は得ているが、その対象事業を教えてください。(国と町と事業者の割合を)	事業運営に係る国、町、事業者負担割合 全体の事業費からの割合 国4.9% 町14.7% 事業者 80.4% 事業別内訳 公益目的事業(営業や現場の確認、発注者との打ち合わせ等) 国4.9% 町11.6% 事業者83.5% 管理事業(事務事業) 国0% 町38.5% 事業者61.5%
	事務局職員の給料と役員の報酬の金額を教えてください。	職員給料総額 28,652,913円 役員報酬額 3,644,350円
	ふれあいセンターの使用料はいくらか教えてください。	無料。 (但し、利用は、高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図る目的に限る。)

生田委員	24年度の職群ごとの受託事業収入の内訳と22年・23年・24年の会計報告書(支出内訳を見たい)を提示願いたい。	資料⑤(会員の就業実績状況:(1)職種別の事業実績) 資料⑥(平成22年度財務諸表) 資料⑦(平成23年度財務諸表) 資料①(平成24年度財務諸表)
	個人と企業からの受注が増加していると思いますが、営業活動の方法は。	会員及び仕事の募集チラシを町内全戸配布(年3回)及び町内企業まわり営業活動を行った。
吉田委員	会員に入会しないと仕事を頼めないのはなぜか。	仕事の申し込みは、高齢者に適した作業で、就業場所が町内であれば、どなたでも申し込みできます。仕事を受ける方は、会員登録をさせていただくことにより保険加入等の対応ができます。

正味財産増減計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	127,739,096	127,420,713	318,383
受取配分金	101,014,199	99,238,522	1,775,677
受取材料費等	18,341,633	19,883,777	△ 1,542,144
受取事務費	8,383,264	8,298,414	84,850
労働者派遣事業等受託収益	191,077	15,868	175,209
労働者派遣事業等受託収益	191,077	15,868	175,209
受取会費	733,000	687,500	45,500
正会員受取会費	712,000	666,500	45,500
賛助会員受取会費	21,000	21,000	0
受取補助金等	28,448,000	28,883,000	△ 435,000
受取連合交付金	7,100,000	7,100,000	0
受取町補助金	21,348,000	21,783,000	△ 435,000
受取負担金	233,000	489,000	△ 256,000
受取負担金	233,000	489,000	△ 256,000
特定資産運用益	2,103	0	2,103
特定資産受取利息	2,103	0	2,103
雑収益	159,650	180,178	△ 20,528
受取利息	542	3,341	△ 2,799
雑収益	159,108	176,837	△ 17,729
経常収益計	157,505,926	157,676,259	△ 170,333
(2) 経常費用			
事業費	145,387,171	144,695,135	692,036
支払配分金	101,014,199	99,238,522	1,775,677
支払材料費等	7,622,822	8,005,352	△ 382,530
給料手当	20,019,020	19,321,304	697,716
法定福利費	3,470,323	3,019,642	450,681
旅費交通費	6,500	31,740	△ 25,240
通信運搬費	1,243,659	906,967	336,692
減価償却費	871,710	628,161	243,549
什器備品費	126,910	563,300	△ 436,390
消耗品費	515,246	558,598	△ 43,352
修繕費	725,331	743,890	△ 18,559
印刷製本費	213,237	42,406	170,831
光熱水料費	1,867,852	1,620,596	247,256
賃借料	2,225,471	2,575,278	△ 349,807
保険料	1,133,060	1,761,200	△ 628,140
諸謝金	20,000	15,000	5,000
租税公課	561,240	701,447	△ 140,207
組織活動助成費	129,433	807,972	△ 678,539
委託費	3,518,209	4,096,210	△ 578,001
教材費	0	0	0
支払手数料	24,150	24,675	△ 525
燃料費	30,460	32,875	△ 2,415
雑費	48,339	0	48,339
管理費	11,449,691	10,943,920	505,771
役員報酬	3,644,350	3,486,750	157,600
給料手当	4,401,735	4,226,073	175,662
法定福利費	761,835	622,548	139,287
退職給付費用	900,000	900,000	0
福利厚生費	45,875	62,427	△ 16,552
会議費	0	5,397	△ 5,397
役員等旅費交通費	0	98,100	△ 98,100

正味財産増減計算書

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	62,045	159,695	△ 97,650
減価償却費	27,903	68,513	△ 40,610
消耗品費	12,245	137,445	△ 125,200
修繕費	0	0	0
印刷製本費	3,450	126,000	△ 122,550
賃借料	117,480	190,948	△ 73,468
保険料	149,301	0	149,301
支払負担金	232,000	240,200	△ 8,200
委託費	920,602	541,870	378,732
支払手数料	35,850	38,430	△ 2,580
雑費	135,020	39,524	95,496
経常費用計	156,836,862	155,639,055	1,197,807
当期経常増減額	669,064	2,037,204	△ 1,368,140
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	696,500	0	696,500
車輛運搬具受贈益	696,500	0	696,500
経常外収益計	696,500	0	696,500
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	696,500	0	696,500
当期一般正味財産増減額	1,365,564	2,037,204	△ 671,640
一般正味財産期首残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204
一般正味財産期末残高	11,524,678	10,159,114	1,365,564
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	11,524,678	10,159,114	1,365,564

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
特定資産				
減価償却引当資産	696,674	899,613	0	1,596,287
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
合計	5,853,674	899,613	0	6,753,287

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
減価償却引当資産	1,596,287	0	1,596,287	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
合計	6,753,287	0	6,753,287	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,733,914	11,930,914	803,000
什器備品	5,453,830	4,571,647	882,183
合計	18,187,744	16,502,561	1,685,183

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	7,100,000	7,100,000	0
町補助金	町	0	21,348,000	21,348,000	0
合計		0	28,448,000	28,448,000	0

貸借対照表

平成25年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	152,716	123,753	28,963
普通預金	4,809,232	5,508,984	△ 699,752
定期預金	0	0	0
未収金	11,136,830	6,822,934	4,313,896
立替金	1,063,036	541,581	521,455
前払金	468,240	601,040	△ 132,800
流動資産合計	17,630,054	13,598,292	4,031,762
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
減価償却引当資産	1,596,287	696,674	899,613
運用資金積立資産	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	6,753,287	5,853,674	899,613
(2) その他固定資産			
車両運搬具	803,000	717,797	85,203
什器備品	882,183	361,999	520,184
電話加入権	141,124	141,124	0
預託金	0	0	0
その他固定資産合計	1,826,307	1,220,920	605,387
固定資産合計	8,579,594	7,074,594	1,505,000
資産合計	26,209,648	20,672,886	5,536,762
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	9,725,073	7,918,605	1,806,468
前受金	3,506,289	1,370,428	2,135,861
預り金	1,453,608	1,224,739	228,869
仮受金	0	0	0
流動負債合計	14,684,970	10,513,772	4,171,198
2. 固定負債			
減価償却引当預金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	14,684,970	10,513,772	4,171,198
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	11,524,678	10,159,114	1,365,564
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(6,753,287)	(5,853,674)	(899,613)
正味財産合計	11,524,678	10,159,114	1,365,564
負債及び正味財産合計	26,209,648	20,672,886	5,536,762

財 産 目 録
平成25年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	現金	手元保管		152,716
	預金	普通預金	運用資金として保有している	4,809,232
		さがみ農協寒川支店		2,380,623
		さがみ農協寒川支店	(指定管理)	2,003,768
		横浜銀行寒川支店		424,841
現金預金合計			4,961,948	
その他流動資産	未収金	寒川町 他267件	運用資金として保有している	11,136,830
	立替金	さがみ農協寒川支店	指定管理支払等	1,063,036
	前払金	さがみ農協寒川支店	指定管理次年度保険料等	468,240
	その他流動資産合計			12,668,106
流動資産合計				17,630,054
(固定資産)				
特定資産		定期預金		
	減価償却引当預金	さがみ農協寒川支店	固定資産購入に備える	1,596,287
	運用資金積立預金	さがみ農協寒川支店	運用資金として保有している	5,157,000
	特定資産合計			6,753,287
その他固定資産	車両運搬具	車両13台		803,000
	什器備品	乗用草刈機他10台	実施事業のため	882,183
	電話加入権	3回線		141,124
	その他固定資産合計			1,826,307
固定資産合計				8,579,594
資産合計				26,209,648
(流動負債)	未払金	さがみ農協寒川支店	配分金・業者支払分	9,725,073
	前受金	さがみ農協寒川支店	受託事業材料費	3,506,289
	預り金	さがみ農協寒川支店	所得税、住民税、社会保険料等	1,453,608
	流動負債合計			14,684,970
負債合計				14,684,970
正味財産				11,524,678

資料 No. 2

公益社団法人 寒川町シルバー人材センター理事名簿

任期 平成24年定時総会～平成26年定時総会

	役職名	氏名	備考
1	理事長	大川 壽一	学識経験者
2	副理事長	伊藤 正三	シルバー会員
3	常務理事	菊川 雅男	学識経験者
4	理事	菅 泰二	老人クラブ連合会長
5	理事	石塚 美智子	社会福祉協議会副会長
6	理事	秋山 日出子	民生委員児童委員協議会
7	理事	佐野 隆夫	寒川町福祉部長
8	理事	永井 理秀	自治会長連絡協議会
9	理事	鈴木 啓之	寒川町商工会副会長
10	理事	吉田 與志雄	シルバー会員
11	理事	恩田 隆吉	シルバー会員
12	理事	岡野 恭久	シルバー会員
13	理事	玉置 澄隆	シルバー会員
14	理事	藤原 恒光	シルバー会員
15	理事	中瀬 幸雄	シルバー会員

公益社団法人寒川町シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人寒川町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員（理事長及び常勤役員を除く）は、日額とする。
- 4 役員には退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員の報酬日額は、別表第1「非常勤役員の報酬日額」に定める金額として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 理事長及び常勤の役員の報酬月額、別表第2「理事長及び常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の支給日)

第5条 非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度支給するものとし、支給日はその会議終了後当日現金にて支給する。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、月毎に支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

(月額報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

資料 No. 4

神奈川県内各拠点補助金交付額一覧(平成24年度)

	拠点名	国庫補助金	県補助金	市町村補助金
1	公益社団法人 横浜市シルバー人材センター	57,420,000	0	80,000,000
2	公益財団法人 川崎市シルバー人材センター	17,400,000	0	60,637,000
3	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター	8,700,000	0	8,700,000
4	公益財団法人 平塚市生きがい事業団	17,000,000	0	10,200,000
5	公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター	7,100,000	0	49,482,775
6	財団法人 藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター	8,700,000	0	33,352,000
7	公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	8,700,000	0	10,005,000
8	公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター	8,700,000	0	28,663,410
9	公益社団法人 相模原市シルバー人材センター	17,400,000	0	102,938,032
10	公益社団法人 三浦市シルバー人材センター	8,700,000	0	11,545,000
11	公益社団法人 秦野市シルバー人材センター	7,100,000	0	18,448,000
12	公益社団法人 厚木市シルバー人材センター	8,700,000	0	41,621,000
13	公益社団法人 大和市シルバー人材センター	7,100,000	0	26,900,000
14	公益社団法人 伊勢原市シルバー人材センター	7,100,000	0	11,370,000
15	公益社団法人 海老名市シルバー人材センター	7,100,000	0	20,000,000
16	公益社団法人 座間市シルバー人材センター	7,409,000	0	14,500,000
17	公益社団法人 南足柄市シルバー人材センター	7,100,000	0	14,316,000
18	公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター	7,100,000	0	9,500,000
19	公益社団法人 寒川町シルバー人材センター	7,100,000	0	21,783,000
20	公益社団法人 開成町シルバー人材センター	3,600,000	0	3,600,000
21	公益社団法人 愛川町シルバー人材センター	7,000,000	0	7,000,000
22	葉山町生きがい事業団	0	1,530,000	9,214,000
23	一般社団法人 大磯町シルバー人材センター	0	1,530,000	0
24	一般社団法人 二宮町シルバー人材センター	0	1,530,000	6,788,400
25	中井町生きがい事業団	0	1,530,000	3,924,000
26	大井町生きがい事業団	1,800,000	0	1,800,000
27	松田町生きがい事業団	0	1,530,000	5,335,000
28	山北町生きがい事業団	0	1,530,000	3,600,000
29	一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	0	1,530,000	3,800,000
30	真鶴町生きがい事業団	0	1,530,000	4,000,000
31	湯河原町生きがい事業団	0	1,530,000	4,750,000
32	清川村生きがい事業団	0	1,530,000	3,300,000

会員の就業実績状況

(1) 事業実績

平成24年度は、契約金額127,739,096円（前年度比100.2%）、配分金額101,014,199円（前年度比101.8%）の実績でした。

請負・委任事業

区分/事項		受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	配分金額 (円)
公共 事業	23年度	26	21,925	71,971,298	56,292,520
	24年度	24	20,423	62,830,433	48,436,728
	年度比	92.3%	93.1%	87.3%	86.0%
民間 事業	23年度	1,241	14,244	55,449,415	42,946,002
	24年度	1,312	16,975	64,908,663	52,577,471
	年度比	105.7%	119.2%	117.1%	122.4%
合計	23年度	1,241	36,169	127,420,713	99,238,522
	24年度	1,336	37,398	127,739,096	101,014,199
	年度比	107.7%	103.4%	100.2%	101.8%

シルバー派遣事業（神奈川県シルバー人材センター連合会の実績になり、手数料が寒川町の実績となる）

事項	受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	会員賃金 (円)	手数料 (円)
実績	6	217	2,134,982	1,714,533	191,077

(2) 職種別の事業実績

請負・委任事業

区分/事項		受注件数 (件)	延人員 (人日)	契約金額 (円)	比率	配分金額 (円)
職群別 内訳	技術	11	262	1,263,794	0.99%	1,072,225
	技能	728	3,673	23,119,008	18.10%	17,008,770
	事務	0	0	0	0.00%	0
	管理	20	7,013	23,688,986	18.54%	15,239,220
	折衝外交	0	0	0	0.00%	0
	一般作業	550	20,542	73,705,962	57.70%	62,257,747
	サービス	27	5,908	5,961,346	4.67%	5,436,237
	その他	0	0	0	0.00%	0
合計	1,336	37,398	127,739,096	100.00%	0	

(3) 会員の就業状況（月次平均）

区分	会員数 (人)	就業実人員 (人)	就業率
平成17年度	327	266	81.35%
平成18年度	314	262	83.44%
平成19年度	311	255	81.99%
平成20年度	300	245	81.67%
平成21年度	309	242	78.32%
平成22年度	347	268	77.23%
平成23年度	328	271	82.62%
平成24年度	344	277	80.52%

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益			
受取配分金	119,954,581	121,106,037	△ 1,151,456
受取材料費等	94,064,365	95,591,384	△ 1,527,019
受取事務費	18,009,670	17,519,125	490,545
受取事業費	7,880,546	7,995,528	△ 114,982
労働者派遣事業等収益	0	0	0
労働者派遣事業収益	0	0	0
受取会費	739,000	686,000	53,000
正会員受取会費	718,000	674,000	44,000
賛助会員受取会費	21,000	12,000	9,000
受取補助金等	29,993,000	30,867,000	△ 874,000
受取連合交付金	8,800,000	9,500,000	△ 700,000
町補助金	21,193,000	21,367,000	△ 174,000
受取負担金	385,500	1,089,500	△ 704,000
受取負担金	385,500	1,089,500	△ 704,000
雑収益	185,549	887,055	△ 701,506
受取利息	4,166	3,006	1,160
雑収益	181,383	884,049	△ 702,666
経常収益計	151,257,630	154,635,592	△ 3,377,962
(2) 経常費用			
事業費	136,958,115	141,593,754	△ 4,635,639
支払配分金	94,064,365	95,591,384	△ 1,527,019
支払材料費等	6,877,380	7,776,434	△ 899,054
受託事業費返金支出		91,346	△ 91,346
給与手当	18,861,823	18,927,575	△ 65,752
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	3,114,580	2,834,934	279,646

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	19,580	77,460	△ 57,880
通信運搬費	1,279,215	1,135,392	143,823
会議費	0	0	0
仕器備品費	333,800	0	333,800
消耗品費	500,087	304,687	195,400
修繕費	614,455	397,057	217,398
印刷製本費	210,734	216,377	△ 5,643
燃料費	29,645	27,590	2,055
光熱水料	1,738,556	1,671,037	67,519
賃借料	2,944,156	5,572,528	△ 2,628,372
保険料	1,422,360	1,476,730	△ 54,370
諸謝金	31,000	20,000	11,000
租税公課	439,400	389,300	50,100
負担金	0	0	0
組織活動助成費	869,435	1,470,010	△ 600,575
委託費	3,551,778	3,573,203	△ 21,425
教材費	0	1,600	△ 1,600
講習管理費	0	0	0
支払手数料	17,315	18,480	△ 1,165
雑費	38,451	20,630	17,821

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	11,349,949	13,135,274	△ 1,785,325
給与手当	3,498,300	3,549,470	△ 51,170
臨時雇賃金	4,140,398	4,154,834	△ 14,436
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	683,688	622,302	61,386
福利厚生費	900,000	1,065,000	△ 165,000
職員人件費返金支出	55,111	26,131	28,980
会議費	32,812	592,199	△ 592,199
役員等旅費交通費	0	2,877	29,935
旅費交通費	0	240,709	△ 240,709
通信運搬	0	0	0
減価償却費	1,270,367	2,030,918	△ 760,551
仕器備品費	0	0	0
消耗品費	0	0	0
修繕費	0	41,285	△ 41,285
印刷製本費	0	0	0
燃料費	0	0	0
光熱水料費	0	0	0
賃借料	261,953	261,953	0
保険料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払負担金	259,200	248,700	10,500
委託料	112,341	112,341	0
支払手数料	40,635	26,645	13,990
雑費	95,144	159,910	△ 64,766
経常費用計	148,308,064	154,729,028	△ 6,420,964
当期経常増減額	2,949,566	△ 93,436	3,043,002

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
過年度収益修正			
前期除却損過大収支修正	0	3,648,743	△ 3,648,743
過年度収益修正(車輛運搬具)	0	0	0
過年度収益修正(什器備品)	0	3,566,866	△ 3,566,866
過年度収益修正(什器備品)	0	81,877	△ 81,877
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	3,648,743	△ 3,648,743
(2) 経常外費用			
固定資産			
什器備品			
特定資産取得			
退職給与引当資産取得支出			
財政運営資金積立資産取得支出			
固定資産除却損	0	840,324	△ 840,324
車輛運搬具除却損	0	840,324	△ 840,324
什器備品除却損	0	0	0
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
過年度損失修正	0	6,022,142	△ 6,022,142
過年度損失修正	0	0	0
固定資産売却(除却)損	0	6,862,466	△ 6,862,466
経常外費用計	0	6,862,466	△ 6,862,466
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額	0	△ 3,213,723	3,213,723
当期一般正味財産増減額	2,949,566	△ 3,307,159	6,256,725
一般正味財産期首残高	5,172,344	8,479,503	△ 3,307,159
一般正味財産期末残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計			
(2) 費用			
費用計			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566
III 正味財産期末残高			

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

職員退職手当支給規程に基づき、職員の退職金を支給するため、退職金を積み立てている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
小計	5,157,000	0	0	5,157,000
合計	5,157,000	0	0	5,157,000

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
小計	5,157,000	0	5,157,000	0
合計	5,157,000	0	5,157,000	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,037,414	10,908,795	1,128,619
什器備品	4,645,330	3,997,479	647,851
合計	16,682,744	14,906,274	1,776,470

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	8,800,000	8,800,000	0
町補助金	町	0	21,193,000	21,193,000	0
合計		0	29,993,000	29,993,000	0

貸借対照表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科目	合計	前年度	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	133,419	119,724	13,695
普通預金	2,879,841	438,763	2,441,078
未収金	6,429,352	6,178,322	251,030
立替金	411,611	341,303	70,308
前払金	125,980	0	125,980
流動資産合計	9,980,203	7,078,112	2,902,091
2.固定資産			
(1)特定資産			
退職給与引当預金	0	0	0
減価償却引当預金	0	0	0
運用資金積立預金	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	5,157,000	5,157,000	0
(2)その他の固定資産			
車両運搬具	1,128,619	2,084,308	△ 955,689
什器備品	647,851	962,529	△ 314,678
電話加入権	141,124	141,124	0
その他の固定資産合計	1,917,594	3,187,961	△ 1,270,367
固定資産合計	7,074,594	8,344,961	△ 1,270,367
資産合計	17,054,797	15,423,073	1,631,724
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	7,597,637	8,196,306	△ 598,669
前受金	409,798	60,602	349,196
預り金	925,452	1,993,821	△ 1,068,369
流動負債合計	8,932,887	10,250,729	△ 1,317,842
2.固定負債			
退職給与引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	8,932,887	10,250,729	△ 1,317,842
III 正味財産の部			
1.指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2.一般正味財産	8,121,910	5,172,344	2,949,566
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計	8,121,910	5,172,344	2,949,566
負債及び正味財産合計	17,054,797	15,423,073	1,631,724

平成22年度 財産目録

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金	133,419		
預金			
普通預金さがみ農協寒川支店	1,710,652		
普通預金さがみ農協寒川支店	1,080,924		
普通預金さがみ農協寒川支店	1,003		
普通預金さがみ農協寒川支店	217		
普通預金横浜銀行寒川支店	87,045		
未収金	6,429,352		
立替金	411,611		
前払金	125,980		
流動資産合計		9,980,203	
2.固定資産			
(1)特定資産			
退職給与引当預金			
減価償却引当預金			
運用資金積立預金	5,157,000		
特定資産合計	5,157,000		
(2)その他の固定資産			
車両運搬具	1,128,619		
什器備品	647,851		
電話加入権	141,124		
その他の固定資産合計	1,917,594		
固定資産合計		7,074,594	
資産合計			17,054,797
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	7,597,637		
前受金	409,798		
預り金	925,452		
流動負債合計		8,932,887	
2.固定負債			
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			8,932,887
III 正味財産の部			
正味財産			8,121,910

正味財産増減計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

科目	(単位：円)		増減
	当年度	前年度	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	127,420,713	119,954,581	7,466,132
受取配分金	99,238,522	94,064,365	5,174,157
受取材料費等	19,883,777	18,009,670	1,874,107
受取事務費	8,298,414	7,880,546	417,868
労働者派遣事業等受託収益	15,868	0	15,868
労働者派遣事業等受託収益	15,868	0	15,868
受取会費	687,500	739,000	△ 51,500
正会員受取会費	666,500	718,000	△ 51,500
賛助会員受取会費	21,000	21,000	0
受取連合交付金	28,883,000	29,993,000	△ 1,110,000
受取町補助金	7,100,000	8,800,000	△ 1,700,000
受取負担金	21,783,000	21,193,000	590,000
受取寄附金	489,000	385,500	103,500
受取寄附金	489,000	385,500	103,500
受取寄附金	0	0	0
受取寄附金	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
雑収益	180,178	185,549	△ 5,371
受取利息	3,341	4,166	△ 825
雑収益	176,837	181,383	△ 4,546
経常収益計	157,676,259	151,257,630	6,418,629

科目	当年度	前年度	増減
(2) 経常費用			0
事業費	144,695,135	136,958,115	7,737,020
支配分金	99,238,522	94,064,365	5,174,157
支払材料費等	8,005,352	6,877,380	1,127,972
役員報酬	0	0	0
給料手当	19,321,304	18,861,823	459,481
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	3,019,642	3,114,580	△ 94,938
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
会議費	0	0	0
役員等旅費交通費	0	0	0
旅費交通費	31,740	19,580	12,160
通信運搬費	906,967	1,279,215	△ 372,248
減価償却費	628,161	0	628,161
什器備品費	563,300	333,800	229,500
消耗品費	558,598	500,087	58,511
修繕費	743,890	614,455	129,435
印刷製本費	42,406	210,734	△ 168,328
光熱水料費	1,620,596	1,738,556	△ 117,960
賃借料	2,575,278	2,944,156	△ 368,878
保険料	1,761,200	1,422,360	338,840
諸謝金	15,000	31,000	△ 16,000
租税公課	701,447	439,400	262,047
支払負担金	0	0	0
組織活動助成費	807,972	869,435	△ 61,463
委託費	4,096,210	3,551,778	544,432
教材費	0	0	0
訓練委託費	0	0	0
作業適心訓練費	0	0	0
支払手数料	24,675	17,315	7,360
燃料費	32,875	29,645	3,230
雑費	0	38,451	△ 38,451

科目	当年度	前年度	増減
管理費	10,943,920	11,349,949	△ 406,029
役員報酬	3,486,750	3,498,300	△ 11,550
給料手当	4,226,073	4,140,398	85,675
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	622,548	683,688	△ 61,140
退職給付費用	900,000	900,000	0
福利厚生費	62,427	55,111	7,316
会議費	5,397	32,812	△ 27,415
役員等旅費交通費	98,100	0	98,100
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	159,695	0	159,695
減価償却費	68,513	1,270,367	△ 1,201,854
什器備品費	0	0	0
消耗品費	137,445	0	137,445
修繕費	0	0	0
印刷製本費	126,000	0	126,000
光熱水料費	0	0	0
賃借料	190,948	261,953	△ 71,005
保険料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払負担金	240,200	259,200	△ 19,000
委託費	541,870	112,341	429,529
支払手数料	38,430	40,635	△ 2,205
支払委託金等返還	0	0	0
雑費	39,524	95,144	△ 55,620
経常費用計	155,639,055	148,308,064	7,330,991
当期経常増減額	2,037,204	2,949,566	△ 912,362

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,037,204	2,949,566	△ 912,362
一般正味財産期首残高	8,121,910	5,172,344	2,949,566
一般正味財産期末残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204
II 指定正味財産増減の部			0
(1) 収益			0
収益計	0	0	0
(2) 費用			0
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,159,114	8,121,910	2,037,204

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産について、平成18年度以前は定額法で実施し平成19年度以降は定率法により減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上方法

職員退職手当支給規程に基づき、職員の退職金を支給するため、退職金を積み立てている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	696,674	0	696,674
運用資金積立資産	5,157,000	0	0	5,157,000
小計	5,157,000	696,674	0	5,853,674
合計	5,157,000	696,674	0	5,853,674

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	696,674	0	696,674	0
運用資金積立資産	5,157,000	0	5,157,000	0
小計	5,853,674	0	5,853,674	0
合計	5,853,674	0	5,853,674	0

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,037,414	11,319,617	717,797
什器備品	4,645,330	4,283,331	361,999
合計	16,682,744	15,602,948	1,079,796

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
補助金					
連合交付金	国	0	7,100,000	7,100,000	0
町補助金	町	0	21,783,000	21,783,000	0
合計		0	28,883,000	28,883,000	0

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	123,753	133,419	△ 9,666
普通預金	5,508,984	2,879,841	2,629,143
定期預金	0	0	0
未収金	6,822,934	6,429,352	393,582
立替金	541,581	411,611	129,970
前払金	601,040	125,980	475,060
流動資産合計	13,598,292	9,980,203	3,618,089
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	0	0	0
減価償却引当資産	696,674	0	696,674
運用資金積立資産	5,157,000	5,157,000	0
特定資産合計	5,853,674	5,157,000	696,674
(2) その他固定資産			
車輛運搬具	717,797	1,128,619	△ 410,822
什器備品	361,999	647,851	△ 285,852
電話加入権	141,124	141,124	0
敷金	0	0	0
預託金	0	0	0
その他固定資産合計	1,220,920	1,917,594	△ 696,674
固定資産合計	7,074,594	7,074,594	0
資産合計	20,672,886	17,054,797	3,618,089
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,918,605	7,597,637	320,968
前受金	1,370,428	409,798	960,630
預り金	1,224,739	925,452	299,287
仮受金	0	0	0
流動負債合計	10,513,772	8,932,887	1,580,885
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	10,513,772	8,932,887	1,580,885
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	()
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	()
2. 一般正味財産	10,159,114	8,121,910	2,037,204
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	()
(うち特定資産への充当額)	(5,853,674)	(5,157,000)	(696,674)
正味財産合計	10,159,114	8,121,910	2,037,204
負債及び正味財産合計	20,672,886	17,054,797	3,618,089

平成23年度 財産目録

平成24年 3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1.流動資産		
現金	123,753	
預金		
普通預金さがみ農協寒川支店	4,054,212	
普通預金さがみ農協寒川支店	1,053,401	
普通預金横浜銀行寒川支店	401,371	
未収金	6,822,934	
立替金	541,581	
前払金	601,040	
流動資産合計		13,598,292
2.固定資産		
(1)特定資産		
退職給与引当預金		
減価償却引当預金	696,674	
運用資金積立預金	5,157,000	
特定資産合計	5,853,674	
(2)その他の固定資産		
車両運搬具	717,797	
什器備品	361,999	
電話加入権	141,124	
その他の固定資産合計	1,220,920	
固定資産合計		7,074,594
資産合計		20,672,886
II 負債の部		
1.流動負債		
未払金	7,918,605	
前受金	1,370,428	
預り金	1,224,739	
流動負債合計		10,513,772
2.固定負債		
退職給与引当金	0	
固定負債合計		0
負債合計		10,513,772
III 正味財産の部		
正味財産		10,159,114

H25.8.2 実施の外部評価委員会によるヒアリングにおいて、

後日回答としたものに係るまとめ 【高齢介護課】

《シルバー人材支援センター支援事業》

○センター常勤職員人数の経緯（4人必要であることの理由）

→シルバー人材センター常勤職員の経緯としては、

平成7年（設立時）	正職員 2名	嘱託職員 3名	
平成13年	正職員 2名	嘱託職員 2名	臨時職員 2名
平成14年	正職員 2名	嘱託職員 2名	臨時職員 2名
平成15年	正職員 3名		臨時職員 1名
平成16年	正職員 3名		臨時職員 1名
平成17年～	正職員 4名		

なお、全国シルバー人材センター事業協会発行の「シルバー人材センター運営の手引き」によると、補助金上の人件費算出基準において、当シルバー人材センター（当時Dランク）の事務局構成（職員数）は、最低限5名の人員配置が必要とされております。

また、当センターの職員構成は若年者等を採用し、長期勤続によるキャリア形成に重点をおいております。

【別紙1「センター常勤職員数の経緯」

『シルバー人材センター運営の手引抜粋』及び『職務分担表』を参照】

○①センターの支出のうち、H24年度の委託費(920,602円)の詳細内容

→平成24年度の委託費の詳細については、

事業用PC保守料	41,952円	
事業用PCライセンス許諾料	132,900円	
複写機保守料	85,680円	
法人登記委託料	184,000円	
経理事務相談料	73,500円	
看板作製委託料	35,700円	
広告掲載料	89,250円	
プリンター保守料	102,900円	
会員及び仕事募集チラシ作製委託料	174,720円	となります。

②正味財産増減計算書(2)経常費用 委託費支出(事業費)¥3,518,209の詳細内容

→シルバー人材センター事業と指定管理事業の2つに分かれており、詳細については、

・シルバー人材センター事業	1,198,660円
事業用PC保守料	191,148円
事業用PCライセンス許諾料	605,460円
就業用倉庫エレベーター保守点検料	120,750円
車検代行料	37,945円
印刷機保守料	52,500円
チラシ配布委託料	171,957円

- ・ 指定管理業務 2,319,549 円
 - パソコン教室用 PC 保守料 481,944 円
 - 警備業務委託料 630,000 円
 - 昇降機設備保守料 554,400 円
 - カラオケ保守料 126,000 円
 - 電気設備点検委託料 143,640 円
 - 消防設備機器点検委託料 97,965 円
 - 自動ドア定期保守料 84,000 円
 - 清掃業務委託料 201,600 円

となります。

【別紙 2 「総勘定元帳」を参照】※省略

○県内各センターへの国庫補助金の支給根拠（本当に会員数による定額補助なのか？）

→平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 36 号厚生労働省職業安定局長から示された「平成 25 年度シルバー人材センター事業の執行方針について」が国庫補助金の支給根拠となります。

【別紙 3 「平成 25 年度シルバー人材センター事業の執行方針について」を参照】

○センター職員の給料が町役場職員と同等であることの理由（経緯がわかる範囲で回答をお願いします）

→法人設立時より、担当課を通じ町執行部と調整し、了承を得たうえで、当社職員給与規定を策定、施行しています。

シルバー人材センター運営の今列 抜粋

派遣に伴う諸問題が検討されています。ここではその是非を論じるものではありませんが、公務員の派遣における法理論の整備がなされていない現状においては、センターへの公務員派遣は、設立当初（立ち上がり時期）を除き可能なかぎり抑えていく方向が望ましいと考えられます。また、センターにおいても派遣職員を受け入れる場合は、少なくとも派遣職員の人件費は行政負担とするか、またはその人件費分を超過負担とするよう申し入れていく必要があります。これらの措置がないまま、センター事業運営費補助金本体から派遣職員人件費を支出するようなことになれば、円滑な事務局運営に支障をきたすことになるからです。

*「地方公共団体における人事交流の現状と課題－第三セクター等への職員派遣について」
〔本項は、馬渡淳一郎著「三者間労務供給契約の研究」（総合労働研究所 1992）を参考にしました。〕

3—事務局構成

(1) 職員数

一般的なセンターの事務局構成としては、事務局長の下に職員数人を置くというのですが、職員総数を何名置かなければならないかは定められていません。センターの財政規模等と業務の現状からみて必要な人数を配置すればよいのですが、センターは国庫補助金を交付されており、補助金上の人件費積算基準においては、次のように補助金のランクごとに最低限の人数が算出されております。

Aランク	8名（うち1名は臨時職員でもよい）	および安全就業推進員
Bランク	6名	同上
Cランク	6名（うち1名は臨時職員でもよい）	同上
Dランク	5名	同上

センターによっては市区町村が補助金を超過負担（国の対応額を超える額）しているところがありますので、職員数に上限はありませんが、下限としてこの人数は置く必要があるでしょう。

なお、福祉・家事援助サービス推進事業の補助金を交付されているセンターはコーディネーター職員を加算することとなります。

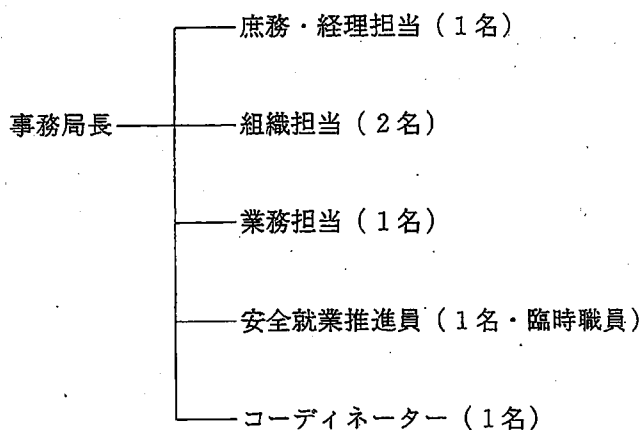
広域センターの補助金限度額は各ランクの1.5倍ですから、職員数の積算基準も次のようになります。

Aランク	12名（うち1名は臨時職員でもよい）	および安全就業推進員
Bランク	9名	同上
Cランク	9名（うち1名は臨時職員でもよい）	同上
Dランク	7～8名	同上

広域センターにあっては、構成市町村ごとに支部を置いているのが通常ですから、特に実情に応じた職員数を確保する必要があります。ただ、支部ごとに必ずしも職員を配置しなければならないわけではありません。ある支部管轄地域の会員数や発注量が極端に少なく、支部事務所に職員が常駐するコストパフォーマンスが低い場合などは、隣接する支部や本部が管理する形態でもやむを得ないでしょう。

広域センターの事務局体制で最も重要なポイントは、限りある職員を支部の数に応じて拡散配置した結果、逆に本部機能が低下することを避けることです。本部機能を拡充強化することで、支部ごとに1名ずつ職員を配置するより効果的に運営することが可能である場合もあります。

事務局組織の最も小規模な例は次のようになります（コーディネーターを配置している場合）。



各センターはこの基本形をベースとして、規模・財政に応じてバリエーションを考えていけばよいのです。

(2) 職員の職務分掌

事務局職員の職務分掌については、次ページに一般例を掲げておきましたので、センターの規模、職員数の実情に応じて編成してください。

事務分担表

職名	氏名	作業項目	従事割合		
常務理事		事業計画並びに予算・決算の総合調整に関すること	30%		
		事業取り組みの施策に関すること	20%		
		職員の人事及び福利厚生に関すること。	20%		
		その他、事務局の総合調整に関すること	20%		
事務局長	事務統括	事務局の統括に関すること。	20%		
		総会、理事会、正副班長会の開催運営に関すること。	15%		
		経理に関することの統括。	15%		
		事業計画並びに予算・決算に関すること。	10%		
		会員の増強及び就業機会の開拓に関すること	10%		
		金銭及び納品の出納に関すること総括。			
		職員の人事及び福利厚生に関すること。			
		定款、規定等の制定・改廃に関すること。			
		各種委員会に関すること	30%		
		資産の管理及び処分に関すること。			
		安全運転管理者に関すること			
		ふれあいセンターの苦情に関すること			
派遣事業に関すること					
正職員	業務担当	配分金に関すること。	20%		
		公共の業務に関すること。	15%		
		会員の就業に関すること。	15%		
		諸会議に関すること。			
		会員の入退会に関すること。			
		民間、一般家庭、公共の就業調整に関すること。			
		作業申し込みに関すること			
		会員の入会説明会に関すること。			
		会員の就業に係る各種書類の発行に関すること	40%		
		事故対応に関すること			
		就業に係わる統計に関すること。			
		登記関係に関すること。			
		無料職業紹介に関すること。			
		就業の備品管理に関すること。			
		総会に関すること			
		国、県へ事業に係る報告に関すること			
		会員交流会に関すること			
		自販機に関すること。			
		労働協定締結に関すること			
		発注者からの支払いに関すること			
		ふれあいセンターの利用受付に関すること	10%		
		会員からの相談に関すること			
		公共各種申請書に関すること			
		簡易な修繕に関すること			
		各種イベントに関すること			
		正職員	庶務・経理担当	経理に関すること。	35%
				国庫補助金および町補助金に関すること。	10%
				ふれあいセンターに関すること	10%
支払に関すること。	10%				
パソコン教室に関すること					
職員の給与に関すること。					
入金処理に関すること					
自動車の運用に関すること。					
役員の報酬に関すること	20%				
文書の收受・発送・編集及び保管に関すること					
派遣事業に関すること					
広報誌に関すること					
金銭及び納品の出納に関すること。					
傷害保険及び損害保険に関すること。					
HPに関すること					
消費税に関すること。					
社会保険に関すること。					
労働保険に関すること	15%				
職員の服務に関すること					
研修・講習及び教養に関すること。					
旅費等に関すること。					
各種イベントに関すること					
正職員	業務担当	一般家庭・企業の受託事業に関すること	50%		
		派遣事業に関すること	10%		
		室内内職班に関すること	10%		
		会員の就業に関すること	10%		
		安全就業に関すること			
		就業創出に関すること			
		事故の対応に関すること			
		会員の入退会に関すること	20%		
		総会に関すること			
		就業の備品管理に関すること			
各種イベントに関すること					

職 発 0516 第 36 号
平成 25 年 5 月 16 日

各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

平成 25 年度シルバー人材センター事業の執行方針について

平成 25 年度高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）に係る平成 25 年度シルバー人材センター事業執行方針を別紙のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

また、本執行方針に基づき平成 13 年 11 月 1 日付け厚生労働省発職高第 170 号厚生労働事務次官通知の別紙「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱」第 4 条に係る基準額の算定を行うものとする。

なお、シルバー人材センター連合、都道府県及び関係市区町村への周知をお願いする。

平成25年度シルバー人材センター事業執行方針

I 基本的事項

- 1 高年齢者就業機会確保事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）第40条に基づく補助事業であり、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）に対して高年齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「シルバー補助金」という。）を交付するものである。

なお、シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部（以下「本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）ごとに、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において（補助限度額を設ける。）交付することを基本とする。ただし、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。

- 2 シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。
- 3 シルバー人材センターの機能強化とこれを支える自主的運営基盤の確立に向け、シルバー補助金が交付されるシルバー連合は、引き続き、その運営の効率化、運営基盤の強化に努めることとする。
- 4 シルバー補助金は、平成13年11月1日付厚生労働省発職高第170号厚生労働事務次官通知の別紙「高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）のほか本執行方針に基づき交付する。
- 5 シルバー補助金に関する書類は、都道府県労働局長を經由して厚生労働本省へ提出することとする。

また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知を行う場合、都道府県労働局長を經由してシルバー連合等へ通知することとする。

- 6 シルバー補助金の交付は、都道府県労働局長を通じて行うこととする。
- 7 シルバー補助金を活用して取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱第15条に基づき、適切な取扱いを行うものとする。

II 本部・活動拠点運営費補助事業

- 1 運営費補助単価限度額（以下「運営費限度額」という。）及び運営費の格付けは、別表の1及び2のとおりとする。
- 2 運営費補助人件費限度額（以下「人件費限度額」という。）は、別表のとおりとし、該当する都道府県シルバー連合の限度額を超えないこととする。

- 3 運営費補助金（以下「運営費」という。）の総額は、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ上記1の運営費限度額以下とし、シルバー連合本部は、当該国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。また、活動拠点においては、活動拠点ごとの国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金（企画提案方式による事業を除く補助金の合計）額を超えないこととする。
- 4 運営費の種目の人件費の額は、上記2の人件費限度額以下とする。
なお、人件費の対象は、正規職員（いわゆるプロパー職員）のみとする。
※ 正規職員とは、雇用期間の定めのない常用雇用者（定年退職まで雇用する者）をいう。
正規職員以外の職員等については、管理費の賃金または事業費の諸謝金により対応する。
- 5 広域の運営費国庫補助対象活動拠点における運営費の額は、運営費限度額の1.5倍を限度額とする。
なお、平成25年度途中に広域となる場合、当該年度は適用しない。
- 6 新規国庫補助活動拠点の基準は、平成25年4月1日から平成26年3月31日において、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込めるところとする。
- 7 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、該当する月数の12月に対する割合を乗じてシルバー補助金の額を算定する（千円未満切り捨て）。

Ⅲ シルバー人材センター事業機能強化推進事業

本事業は、各活動拠点における就業機会や会員数の増大などの機能を強化し、各活動拠点の自立を促進するため、補助を行うこととする。

- (1) 補助金の額は、国庫補助対象経費に係る運営費と当該事業の計が地方公共団体からの補助（企画提案事業を除く）額を越えないこととする。

※ 但し、別表に定める単価限度額を超える流用（受入）や振替を実施する場合は、別途作成する事業計画に増額する内容を反映させること。

- (2) 広域の活動拠点、市町村合併による激変緩和措置における補助金の額は、補助単価限度額に加算倍率を乗じた額とする。

なお、平成25年度途中に広域、市町村合併により同一の活動拠点となる場合、当該年度は適用しない。

- (3) 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 シルバー人材センター事業機能強化推進事業」「4 対象経費」とする。
- (4) 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、該当する月数の12月に対する割合を乗じてシルバー補助金の額を算定する（千円未満切り捨て）。
- (5) 連合本部は、対象外とするが、平成26年度以降は対象とすることとする。

Ⅳ 企画提案方式による事業実施

本事業は、地域社会における「教育」、「子育て」、「介護」、「環境」、「第一

次産業」、「観光」分野の需要に対応するため、シルバー連合又は活動拠点と地方公共団体が連携し、共同で企画提案した事業を行うものである。

- (1) 補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額かつ補助単価限度額以下とする。

なお、本部及び活動拠点ごとの国庫補助対象経費に係る地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

- (2) 補助単価限度額については、別表のとおりとする。

ただし、補助単価限度額のうち、100万円については設備機器を要する場合の事業設備費とし、事業実施初年度に限るものとする。

- (3) 国庫補助対象経費は、交付要綱「別表」中の「1 区分 事業費」「2 種目 企画提案方式にかかる事業」（平成24年度以降に採択された事業については、広域及び単独の区分は廃止し、全て単独の扱いとする。）の「4 対象経費」とする。

- (4) 本事業を実施するシルバー連合及び活動拠点は、事業継続の可否を判定するため、別に定めるところにより事業評価を行い、当該評価の実施状況から、翌年度の補助を決定するものとする。

なお、途中で中断又は終了した場合は、補助期間は延長しない。

- (5) 交付申請書等の記入は、採択事業毎とすること。

V その他

1 活動拠点の統合等に係る補助金の取扱い

別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」参照のこと。

2 その他

- (1) 本執行方針は、平成25年4月1日から適用する。

- (2) 交付申請期限は、平成25年5月15日とする。

交付要綱第7条により、「交付申請書が到達した日から起算して、原則として1月以内に内容を審査し、交付決定通知する」ことを必要としているため、到達日（都道府県労働局長が受理した日）が申請期限を越えた場合には、交付決定しない場合もあるので、必ず期限を厳守すること。

ただし、平成25年4月1日までに予算が成立しない場合は、交付申請期限を平成25年5月31日まで延長することとする。

なお、都道府県労働局長は、内容の審査等を経て、遅くとも交付申請書受理後1週間以内に厚生労働本省へ進達すること。

- (3) 国庫補助対象の支部（支所）を有する活動拠点におけるシルバー補助金の申請については、従来の申請書に加え、本部（本所）及び支部（支所）を総括した申請書を新たに提出すること。

- (4) 運営費及び機能強化推進事業においては、支部（支所）にも補助単価限度額を適用するものとする。

- (5) 変更交付に係る事務処理については、別途連絡することとする。

- (6) シルバー補助金の額は、交付要綱第4条の別表の第2欄に定める種目ごとに千円未満切り捨てとする。

別表

1 【運営費補助単価限度額】

(1) シルバー人材センター連合本部 (単位：千円)

8,900

(2) シルバー人材センター連合活動拠点【補助単価限度額】

(単位：千円)

格付	A	B	C	新規
補助単価限度額 (総計)	8,700	7,100	5,600	5,600
うち運営費	7,200	5,600	4,100	4,100
うち機能強化推進事業費	1,500	1,500	1,500	1,500

※広域又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、補助単価限度額に加算倍率を乗じた額を限度額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

※シルバー人材センター事業機能強化推進事業については、補助単価限度額(総計)を超えない中で運営費補助事業から振り替えることは問題ないこととする。

ただし、運営費に振り替えることは認めないものとする。

(3) 企画提案方式による事業

- ・平成23年度に採択された企画提案方式による事業（単独型・広域型）

【補助単価限度額】（単位：千円）

《事業実施2年目以降》

事業費	事業設備費
2,000	0

※平成23年度において新規採択した事業については、平成25年度末までとする。

- ・平成24年度以降に採択された企画提案方式による事業

【補助単価限度額】（単位：千円）

事業費	事業設備費
2,000	1,000

※全ての分野における、補助対象期間は企画提案事業の立ち上げ期間に限定し、最大3年度とする。

※初年度に限り1事業に係る限度額を3,000千円とし、2年目及び3年目については、運営費のみ2,000千円を限度額とする。

(4) 運営費補助人件費限度額【シルバー人材センター連合全体の限度額】

各都道府県シルバー人材センター連合において、次の条件により算出した額を運営費補助人件費限度額とする。

《条件》

- ・各都道府県シルバー人材センター連合内の連合本部及び活動拠点の該当するランク別人件費算定額（参考）の合計額。

・ランクについては、別表2の運営費格付けによるランクを適用する。

なお、広域による加算対象団体又は市町村合併による激変緩和措置の対象団体については、該当するランク別人件費算定額に加算倍率を乗じた額とする。

ただし、市町村合併による激変緩和措置の対象団体のうち、別添「市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費補助単価限度額の取扱いについて」の【激変緩和措置による運営費補助単価限度額】により丈比べを行う活動拠点であって、「統合前格付限度額の総額」を適用する場合は、当該額とする。

《参考：ランク別人件費算定額》

シルバー人材センター連合本部【運営費補助人件費限度額】（単位：千円）

4, 692

シルバー人材センター連合活動拠点【運営費補助人件費限度額】

(単位：千円)

格付	A	B	C	新規
人件費限度額	6, 256	4, 692	3, 128	3, 128

別表 2

【運営費格付け】

就業延人日数 ※2 会員数 ※1	9,195	7,302	3,516	500	417
	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上
1,221人以上	A	A	A	B	C
969人以上	A	A	A	B	C
467人以上	A	A	B	B	C
150人以上	B	B	B	B	C
100人以上	C	C	C	C	C

※ 会員数は 21～23 年度の各年度末平均。

なお、平成 24 年度から運営費国庫補助対象となった団体については、会員数は 25 年 1 月末日の実績。

(例)

・ 会員数 21 年度末 200 人…①
 22 年度末 210 人…②
 23 年度末 230 人…③
 (① + ② + ③) ÷ 3 年 = 213 人 (四捨五入)

※ 就業延人日数は 21～23 年度の各年度月平均の平均。いずれも運営費国庫補助対

象となった年月以降の実績で計算。なお、平成 24 年度から運営費国庫補助対象となっ

た団体については、平成 24 年 4 月～平成 25 年 1 月末日の月平均の実績で計算。(例)

・ 就業延人日数 21 年度 72,000 人日 ÷ 12 月 = 6,000 人日…④
 22 年度 75,000 人日 ÷ 12 月 = 6,250 人日…⑤
 23 年度 80,000 人日 ÷ 12 月 = 6,667 人日…⑥ (四捨五入)
 (④ + ⑤ + ⑥) ÷ 3 年 = 6,306 人日 (四捨五入)

※ 運営費国庫補助対象の団体において、上記※により算出した値が国庫補助の対象基

準を満たさない場合は、運営費国庫補助の対象外となるので、十分留意すること。